

私たちの手で支えあいの地域をつくる

▶問い合わせ 高齢者支援係
(☎223局3536)

成年後見制度って何だろう



芦太くん

うちのおばあちゃんが利用を勧められている「成年後見制度」ってなに？

具体的に、成年後見人さんたちは、どうやって手助けしてくれるの？

そうなんだ。でも、おばあちゃんは和菓子が大好きで、よく買ってくるんだけど、そういう自由なお金の使い方もできなくなるのかな？

中学生の芦太くんには、認知症と診断された一人暮らしのおばあちゃんがあります。芦太くんに対しては、今までと変わらず優しいおばあちゃんですが、最近、お金の管理などが難しくなってきたようで、介護のケアマネジャーから、「成年後見制度」の利用を勧められました。そこで、制度に詳しい芦屋町地域包括支援センターの社会福祉士さんに、制度のことを教えてもらうことにしました。



社会福祉士

認知症や知的障がい、精神障がいなどがある人の中には、生活上の正しい判断が難しい人もいるんだよ。芦太くんのおばあちゃんも、認知症の影響でお金の管理が難しくなってきたのなら、生活に必要なお金を無駄遣いしてしまったり、悪質な訪問販売にだまされたりしないか心配だよ。そういう時に、おばあちゃんの判断の手助けをするために「成年後見制度」というのがあって、その制度によって選ばれる人が、成年後見人、保佐人、そして補助人なんだよ。

芦太くんのような未成年の子どもには保護者がいて、何か困った時には助けてくれたり、もらったお年玉を無駄遣いしないように見守ってくれたりするよね。成年後見人さんたちは、保護者と同じように、おばあちゃんがお金を使いすぎたり、だまされたりして生活に困ることがないように、必要なお金の管理などを手伝ってくれるんだよ。

そして、もしも悪い業者にだまされて、不要で高額な品物を購入してしまったときには、 unnecessaryな契約を取り消してお金を返してもらうこともできるんだよ。＝（取消権）

それから、必要な介護のサービスなども、おばあちゃんに代わって利用契約を結ぶこともしてくれるよ。＝（代理権）

芦太くんのお年玉の使い道は、保護者の人が助言することもあるけど、全部預かったりすることはないでしょう？同じように、成年後見人さんたちも、おばあちゃんができないことや困っていることを手助けしてくれるけど、おばあちゃん本人が判断できることまでは制限したりはしないよ。

これからも、成年後見制度のことで分からないことがあったら、地域包括支援センターに聞きに来てね。それから、芦屋町に住んでいる人なら、町の成年後見制度利用促進に関係している北九州市成年後見支援センターに相談することもできるよ。覚えておいてね。

町では、令和2年度に「芦屋町成年後見制度利用促進計画」を策定し、判断能力の低下などにより、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に制度を利用できるよう取り組みを進めています。成年後見制度に関する相談は、地域包括支援センター、北九州市成年後見支援センター（芦屋町の中核機関）まで問い合わせてください。

○芦屋町地域包括支援センター（☎223局3581）

○北九州市成年後見支援センター（☎882局9123）

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによって、掲載の催しなどは、変更・中止となる場合があります。

子育て

ハロー！Baby教室に参加しませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしませんか。



▽とき 4月11日 日・午前9時15分～午後0時30分ごろ（9時から受け付け）

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方（実習）、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 4月7日（木）までに、健康づくり係（☎223局35

相談

福祉サービス苦情解決事業

福祉施設・事業所や在宅などで提供されるさまざまな福祉サービス（児童・

障がい者・高齢者）に関する苦情を解決する事業です。福祉サービス利用時の苦情で、事業所と話し合いで解決しない場合は、相談してください。相談は無料です。



▽対象 福祉サービスの利用者とその家族、契約内容を把握している人

▽とき 平日・午前9時～午後5時

※祝日と年末年始を除きます。

▽問い合わせ 福岡県運営適正化委員会事務局（☎0929

15局3511）

人権生活相談

毎月2回の定例相談のほかに、随時相談に応じます。

◎4月8日（木）橋本

求相談員



無料法律相談

▽とき 4月20日 日・午後1時30分

分 分

▽ところ 役場2階

▽定員 7人（先着順）

▽受け付け 4月6日（木）から、庶務係（☎223局3572）へ

※相談時間は1人約20分です。

※遅れるときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類（写しでも可）を持参してください。

※一つの相談内容に、複数人で申し込むことはできません。



◎4月22日（木）土肥孝明相談員
※時間は、いずれも午後2時～4時
▽ところ 山鹿公民館
▽相談内容 人権に関することや生活、就職、進学相談など
※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。
◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎223局3203）
◎土肥相談員（高浜町21番18号 ☎222局0044）



募集

会計年度任用職員募集

- ▽職種 保健師（高齢者支援係）
- ▽任期 4月15日（金）～令和4年3月31日（木）
- ※勤務成績が良好で、同職種がある場合、再度任用することがあります（ただし、2回まで）。
- ▽募集人数 1人
- ▽業務内容 高齢者宅の訪問、介護予防教室の補助、介護保険申請などの受け付け
- ▽勤務時間 午前9時～午後3時（休憩60分）
- ▽勤務形態 週3日（土日祝日休み）
- ▽報酬 月額6181円
- ▽応募要件 保健師免許を持つ人
- ▽申し込み・問い合わせ 申込書に必要事項を記入のうえ、4月9日（金）までに人事係（☎223局3574）へ
- ※申込書は、総務課窓口を設置しています。また、町のホームページからダウンロードできます。
- ※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。
- ※会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定（守

秘義務、職務専念義務、懲戒処分などが原則適用となります。

町内の緑化活動団体を募集

- 芦屋町緑化推進協議会では、緑の募金を原資とした芦屋町での緑豊かな環境づくりを行う緑化活動への助成金事業を行っています。
- ▽対象事業 自治区や学校、公園などの公共スペースの緑化事業（植樹など）
- ▽実施主体 自治区や学校、緑化活動団体など
- ▽申込期間 4月1日（金）～5月28日（金）
- ※申込書は、環境住宅課窓口に設置しています。
- ▽申し込み・問い合わせ 環境・公園係（☎223局3538）

県営住宅の入居者募集

- ▽募集住宅 県内に所在する県営住宅（詳細は募集案内に記載）
- ▽募集案内配布・募集期間 4月8日（金）～16日（金）
- ※募集案内は環境住宅課窓口に設置しています。
- ▽問い合わせ 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課（☎へ092）781局8029）

芦屋町職員募集

職種	採用予定人数	受験資格	1次試験	
一般事務職	2人程度	平成3年4月2日以降に生まれた人	試験日	5月13日（金）～6月5日（木）のうち、受験者が選択する日時
建築技師	1人程度	平成3年4月2日以降に生まれた人で次の要件のいずれかを満たす人 ・高等学校、大学などで建築の専門課程を履修した人、または同等の知識を持つ人 ・一級または二級建築士の資格を持っている人	試験会場	受験者が選択するSPIテストセンター会場（福岡常設会場など全国の指定会場）
社会福祉士	1人程度	次の要件をいずれも満たす人 ・平成3年4月2日以降に生まれた人 ・社会福祉士の資格を持っている人で、社会福祉士としての職務経験が2年以上ある人	試験内容	SPI3（総合適性検査） ※総合適性検査＝能力検査、性格検査

▷申し込み 4月5日（金）～21日（金）に、人事係（☎223局3574）へ
 ※詳しくは試験案内を確認してください。
 ※試験案内と申込用紙は総務課窓口を設置しています。
 また、町のホームページからダウンロードできます。



自衛隊一般幹部候補生募集

▽申込期限 4月28日(金)

▽試験日程 5月8日(土)、9日(日)

▽試験会場 陸上自衛隊福岡駐屯地(春日市・予定)

※受験資格などは問い合わせてください。

▽問い合わせ 自衛隊福岡地方協力本部若屋地域事務所担当・堂脇(☎223局0981・内線348)

おしらせ

平日忙しい人のための マイナンバーカード休日窓口



平日、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために休日窓口を開設します。マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアで証明書を取得できます。この機会にマイナンバーカードを持ってみませんか。



▽とき 5月8日(土)、23日(日)・午前8時30分～正午

※急ぎよ中止になる場合は、ホームページでお知らせします。

▽ところ 役場住民課窓口
▽持ってくるもの

【申請】申請書、申請書貼付写真(写真がない場合は、申請時に無料で撮影します)、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】交付通知書、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※受け付けは本人のみです。

※住民票などの証明書の発行は行いません。

▽問い合わせ 住民係(☎223局3531)

環境・公園係からのお知らせ

●猫よけ器を貸し出します

猫の自宅敷地への侵入やフン害などに困っている人に猫よけ器の貸し出しを行っています。



▽対象 町内に住んでいる人

▽貸出台数 1世帯2台まで

▽貸出期間 2週間以内

▽貸出料 無料

▽申し込み 役場の環境住宅課窓口で申し込んでください。台数に限りがあるので事前に電話で確認してください。

※試用目的での貸し出しです。効果が認められた場合は、製品の購入を検討してください。

●野良猫への無責任なえさやりはやめてください

野良猫にえさを与えていると、えさを求めて猫が集まり、フンや尿、鳴き声、えさの残飯を求めてほかの野生動物が集まるなど、さまざまな迷惑を周囲におよぼすことがあります。

また、新たに子猫が生まれ結果的に飼い主のいない不幸な猫を増やすことにつながりますので、絶対にえさを与えないでください。

飼い猫は飼い猫とわかるように名札などをつけて室内で飼いましょう。

●家庭で不要になった水銀使用製品の処分方法

水銀は、大気や水・土壌などに排出されると、健康被害や環境汚染をもたらすおそれがあり、ごみとして収集できません。



家庭で使わなくなった水銀使用製品(水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、電池など)は、役場環境住宅課 環境・公園係と遠賀・中間地域広域行政事務組合の窓口で回収しています。

【共通事項】

▽問い合わせ 環境・公園係(☎223局3538)

令和3年度遠賀川環境保全活動団体支援助成事業

遠賀川流域(支流を含む)で、河川の水質の改善などを目的とした環境保全活動を行う住民団体に対して、その活動費を助成します。



▽対象 支流を含む遠賀川流域で環境保全活動を行っているか、今後行おうとする会員数5人以上の団体

▽活動内容 除草、清掃活動、水質・生物調査、普及啓発活動など

※ほかの助成を受けている活動は除く

▽助成対象活動期間 6月～令和4年1月

▽助成内容 1団体あたり上限10万円

▽申込期間 4月1日(金)～23日(金)

▽問い合わせ 北九州市上下水道局 水質試験所(☎641局5948)

おしらせ

プレミアム付き

タクシー初乗り利用券の販売

12月15日に開始した公共交通利用促進事業のタクシー初乗り利用券の販売を行っています。コロナウイルス感染症の影響で、密集する公共交通機関の利用を控えている人やタクシーの利用を考えている人など、タクシー初乗り利用券を使用してみませんか。

※すでに購入した人には販売できません。

※バス共通乗車券は完売しました。

【タクシー初乗り利用券】

販売価格5000円で初乗り利用券1万円相当分（15枚で1冊）

※初乗り料金は主に680円で、

北九州タクシー協会加盟全事業所で利用可能です。

※1度に2枚以上使用できません。

▽とき 完売する日までの平日・午前9時～午後5時

▽ところ 役場環境住宅課窓口

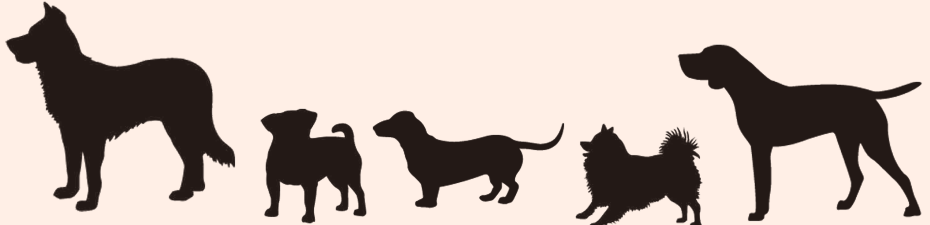
▽対象 町内に住んでいる人

※販売時に運転免許証などで居住地の確認をしますので、確認できるものを持ってきてください。

※代理人への販売は行いません。

▽購入限度 1人2冊まで

犬の狂犬病予防注射と登録を忘れずに！



令和3年度の狂犬病予防集合注射と犬の登録を行います。

▷予防注射

狂犬病予防法により生後91日以上の飼い犬の狂犬病の予防注射を右記の日程で行います。忘れないよう必ず受けさせてください。

●費用 3150円（注射手数料2600円と注射済票交付手数料550円）が必要です。

●注射の際には、犬の取り扱いと問診が十分できる人が来てください。なお、犬が制御できない場合注射することができません。※動物病院で受ける人は注射済票交付の手続きを役場で行ってください。

▷登録

狂犬病予防法により犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は生後90日を経過した日）から30日以内に犬の登録をしなければなりません。

●費用3000円が必要です。

※飼い犬が死んだ場合などは、役場で登録抹消の手続きをしてください。

	と き	と ころ
5月18日(木)	午後 1時20分 ～ 1時40分	粟屋公民館
	午後 1時55分 ～ 2時15分	浜口町公民館
	午後 2時30分 ～ 3時00分	役場衛生倉庫前
5月19日(金)	午前 10時00分 ～ 10時10分	高浜町公民館
	午前 10時25分 ～ 10時45分	町民会館前
	午前 11時00分 ～ 11時20分	柏原公民館
	午前 11時35分 ～ 11時45分	山鹿公民館
	午後 1時20分 ～ 1時30分	大君公民館
	午後 1時45分 ～ 2時5分	花美坂公民館
	午後 2時20分 ～ 2時30分	東町公民館（祇園町）
5月20日(土)	午前 10時00分 ～ 10時10分	はまゆう公民館
	午前 10時25分 ～ 10時35分	田屋公民館
	午前 10時50分 ～ 11時00分	江川台公民館
	午前 11時15分 ～ 11時35分	役場衛生倉庫前

※狂犬病予防注射済票は、必ず首輪につけましょう。

※愛犬のフンは、放置しないでその場でかたづけてください。

▷問い合わせ 環境・公園係 (☎223局3538)

▽使用期限 令和4年3月31日(日)

▽問い合わせ 地域振興・交通係
(☎223局3539)

4月6日(火)～4月15日(木)
春の交通安全運動

一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図るために、県下一斉に交通安全運動が行われます。通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

【重点項目】

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者などの保護を始めとする安全運転意識の向上
- 飲酒運転などの危険運転の防止

【自転車も車両です】

道路交通法上は自動車やバイクと同じ車両に分類されます。したがって、違反行為をした場合は、警察官による取り締まりの対象となる場合があります。自転車は、重大な交通事故の加害者になり得ることを自覚し、法律を守って安全な利用に努めましょう。

▽問い合わせ 地域振興・交通係
(☎223局3539)

みんなのねんきん

■令和3年度の国民年金保険料額が決まりました

国民年金保険料額は、賃金や物価の変動によって決定されます。3年度の保険料額は、月額1万6610円になりました。

■学生の皆さん、学生納付特例制度を知っていますか

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用するには、申請が必要です。

▷対象 大学、短期大学、専修学校などに在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下である人

▷所得の目安 $128万円 + (\text{扶養親族などの数} \times 38万円)$ で計算した額以下


▷手続きに必要なもの 年金手帳、印かん、学生証の写しまたは在学証明書の原本

※学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

※令和2年度に承認を受けている人で、令和3年度も引続き在学予定の人には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます。在学している学校に変更がない人は、このハガキに必要事項を記入して投かんすることで、令和3年度の申請ができます(この場合、学生証の写しまたは在学証明書の原本の添付は不要です)。

▷問い合わせ 保険年金係 (☎223局3532)

芦屋町人口ビジョン、第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂を行いました

国勢調査などの最新値を反映した「芦屋町人口ビジョン」、第1期総合戦略の評価・検証、国が示した新たな取り組みであるSDGsや関係人口を反映した「第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂を2月に行いました。  △ホームページ

■芦屋町人口ビジョン

「芦屋町人口ビジョン」とは、人口の現状や人口の推計を分析することで、町の人口動向の特性と課題を把握し、目標とするべき将来人口を提示するものです。

芦屋町の人口は、現状のまま推移すると、令和42年には5178人になると推計されています。総合戦略の各種施策に取り組むことなどにより、令和42年に7777人の人口を目指します。

■芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは、人口ビジョンを踏まえ、地方創生の実現に向けた目標や取組方向、具体的な施策を提示するものです。

計画は芦屋町図書館行政情報コーナーやホームページで閲覧できます。

▷問い合わせ 地方創生推進係 (☎223局3571)

おしらせ

消費者ホットニュース

**うそや強引な勧誘で魚介類を
購入させる手口に気を付けて！**

▽事例 「コロナ禍で売り上げ不振の弊社を助けてほしい」と過去に購入したという私に電話があった。人助けになるならと応じたが、届いた魚介類は値段に全く見合わない貧弱なものだった。その後、過去に購入した業者とは違うことが分かった。

▽アドバイス

■同情させて、値段に見合わない商品
を売りつけるとい
う非常に悪質な手
口です。不審な点
があった場合は
相手と話し込まず
に、きっぱりと断
りましょう。



■業者からの勧誘電話で契約した場合は、クーリング・オフができます。

■断ったにもかかわらず、一方的に商品が送られてきた場合は送り主の名称や所在地をメモし、

受け取りを拒否しましょう。

▽問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口 (☎2223局3543)

手続きの窓口が変わります

4月1日困から手続きの窓口が変わります。

窓口変更のあった手続き	窓口	
	変更前	変更後
芦屋町ブロック塀等撤去費補助金	企画係	地域振興・交通係
芦屋町空家・空地バンク 芦屋町老朽危険家屋等解体補助金 芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金 芦屋町木造戸建て住宅耐震改修補助金	住宅係	

▽問い合わせ 企画係 (☎2223局3570)

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

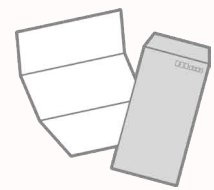
芦屋町では、下記のとおり新型コロナウイルスワクチン集団接種を予定しています。

▷主なスケジュール

- ①接種券などの発送 4月中旬から、65歳以上の高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた人）を対象に接種券と予診票などを発送する予定です。
- ②予約受付・ワクチン接種開始 国から供給されるワクチンに限りがあるので、予約受付、接種開始時期などの詳細は、接種券に同封するお知らせを確認してください。

▷問い合わせ

平日の午前9時～午後5時に、芦屋町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎2223局3008) へ
※ワクチン供給状況により、接種券などの発送や予約開始時期が遅れる場合があります。また、1日の接種数には限りがあり、希望日に接種出来ない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。



芦屋町には多くの助成制度があり、その一部を紹介します。ぜひ、活用してください。なお、利用にはさまざまな要件がありますので、詳しい内容は担当係へ問い合わせてください。

町の各種助成制度

制度の名称・問い合わせ	内 容
芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 環境・公園係 (☎223局3538)	地球温暖化防止対策の一環として、町内の自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という）を設置した個人またはあらかじめシステムが設置された住宅を自ら居住する目的で購入した個人を対象に設置費用の一部を補助します。 【交付額】 システムの公称最大出力値1キロワットあたり2万円（上限8万円） ※電力会社との余剰電力の受給契約締結から1年以内であることが条件です。
芦屋町家庭用防犯カメラ設置補助金 地域振興・交通係 (☎223局3539)	町内の犯罪に対する抑止力の向上や安全・安心なまちづくりの推進を図るため、町内の建物に防犯カメラを設置した人を対象に費用を補助します。 【交付額】 補助対象経費の2分の1（上限5万円。防犯カメラの設置台数が1台の場合は上限3万円）
芦屋町ブロック塀等撤去費補助金 地域振興・交通係 (☎223局3539)	地震などにより倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、町内に存在する道路に面する高さが1m以上のブロック塀などを対象に、全部撤去または高さ1.2m以下にする工事を行う所有者または管理者に撤去費の一部を補助します。 【期 限】 令和6年3月31日回 【交付額】 補助対象工事に係る費用の3分の2（上限16万円） ※着工する前に事前相談が必要です。令和3年度から交付額が拡充されます。
芦屋町老朽危険家屋等解体補助金 地域振興・交通係 (☎223局3539)	老朽危険家屋等の判定を受けた家屋の除却工事を行う所有者または相続人などを対象に工事費の一部を補助します。 【期 限】 令和6年2月28日回（期限までに工事が完了する必要があります） 【交付額】 工事費の2分の1以内（上限100万円が基準額があります） ※申請する前に事前相談が必要です。
芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金 地域振興・交通係 (☎223局3539)	築20年以上の土地付き中古住宅を購入し解体した後、同一敷地内に新築住宅を建築し居住することを対象に、費用の一部を補助します。町外からの転入世帯で、中学生以下の子どもがいる場合は追加で補助します。 【期 限】 令和6年2月28日回 【交付額】 90万円（町外からの転入世帯で、中学生以下の子どもがいる場合、更に10万円）
新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金 住宅係 (☎223局3540)	町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯や町内の民間賃貸住宅に転入してきた子育て世帯を対象に、芦屋町商工会の商品券で家賃を補助します。 【期 限】 令和6年3月31日回 【交付額】 月額上限1万円を最長72月（最大72万円） ※初回申請を3月31日回までに行っている人は、交付額が異なります。
町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金 商工観光係 (☎223局3542)	芦屋町では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための店づくりに必要な備品購入などを行い、福岡県からの助成額では不足していた町内の飲食店を対象に、町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金を給付します。また、福岡県が交付決定に時間を要しているため、芦屋町の申請期限を5月31日に延長します。 【期 限】 令和3年5月31日回 【交付額】 1店舗あたり最大5万円（複数店舗を有する事業者には、10万円を上限に助成）

税務課からのお知らせ

- ▷問い合わせ 課税に関すること 課税係 (☎223局3534)
納税に関すること 納税係 (☎223局3535)

税金は医療や福祉、教育の充実、道路整備など、私たちの暮らしを支え豊かにする町の大切な財源です。本年度の町税の納付期限などをお知らせします。



課税に関すること

令和3年度の 固定資産税課税資産明細書・納税通知書を発送

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送します。固定資産税は、年4回の納付です。

▷納付書の納期限日

第一期〔5月〕	▶ 5月31日(日)
第二期〔7月〕	▶ 8月2日(日)
第三期〔12月〕	▶ 12月27日(日)
第四期〔2月〕	▶ 令和4年2月28日(日)

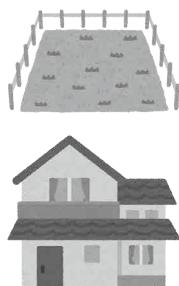
▷口座振替の納付日

各納付月の25日(土日祝日の場合は、翌銀行営業日)です。口座の残高に注意してください。

※令和3年度は、過去からの法令解釈の誤りを正しくしたことで、納税通知書が複数届く人と新たに届く人がいます。詳細は、納税通知書に同封した文書で確認してください。

令和3年度は 固定資産(土地と家屋)の評価替えの年です

令和3年度は、固定資産(土地と家屋)の評価替えの年にあたります。評価替えは3年ごとに評価を見直す制度で、今年度は、その評価替えの基準年度です。今回の評価替えにより、令和3年度~5年度の3年間の固定資産の評価額(価格)が決まります。ただし、土地は毎年地価の下落状況を調べ、下落が見られる場合は毎年、価格の修正を行っています。



固定資産税(土地)の負担調整措置 (令和3年度のみ)

令和3年度に限り、負担調整措置などにより税額が増加する土地は、前年度の税額と同額になります。

※負担調整措置とは、税額が急激に上がることを抑え、なだらかに税負担を上昇させる措置です。

固定資産の縦覧・閲覧を行います

▷とき 4月1日(日)~5月31日(日)(土日祝日を除く)の午前8時30分~午後5時15分

▷ところ 役場税務課窓口

▷持ってくるもの ①納税通知書または課税資産明細書 ②本人を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

【縦覧】

▷確認できること 土地=所在・地番・地目・地積・価格、家屋=所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格

▷縦覧できる人 納税者(※)、納税者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人

※町内にある土地、家屋の固定資産税の納税者。免税点未満、非課税のみの土地、家屋の所有者は納税者とはなりません。

【閲覧】

▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容

▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人・借家人(賃貸契約書など権利を証明できるものが必要)

▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料(写しの手数料は1枚10円)、期間終了後は1件につき300円

▷注意事項 固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できるようになっています。

※平成28年度より、町内に固定資産を所有していても、固定資産が課税されない人(免税点未満)には、課税資産明細書・納税通知書は送付しません。

こんなとき、土地・家屋の変更連絡を

令和2年中に、土地や家屋に次のような変更があった場合は、税務課へ連絡してください。

土地	①住宅用家屋の敷地を広げるために、隣接する土地を買い足したり、造成などを行ったりしたとき ②土地の地目（田・畑・山林・宅地など）が変わり、登記が済んでいないとき
家屋	物置・車庫などを含む家屋の取り壊しや新築・増築を行い、登記が済んでいないとき
ほかの	家屋や土地の所有者が変わり、登記が済んでいないとき

生活保護受給者で 固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。申請期限の5月31日頃までに、税務課窓口で必ず手続きを行ってください。※申請は、期限を過ぎると受け付けできませんので注意してください。

使用者を所有者とみなす制度の拡大

固定資産の所有者が全員不明の場合には、固定資産の使用者を所有者とみなして、固定資産税を課税することができるようになりました。※使用者に対して、事前に固定資産税が課税される旨を通知します。また、令和3年度以降の年度分の固定資産税に適用されます。

現に所有している人の申告の制度化

土地または家屋の所有者が亡くなった場合、相続登記がされるまでの間において、その土地または家屋を現に所有している人（相続人など）は、住所、氏名など必要な事項の申告を行う必要があります。

※申告の期限は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までです。

年金所得者で確定申告不要制度により 所得税の申告をしなかった皆さんへ

確定申告不要制度により所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。住民税の申告をしないと前年度より住民税額が高くなる可能性があります。



❶ 公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除（国民健康保険税、国民年金など）、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき

❷ 公的年金以外の収入（給与・賞与・パート収入、個人年金、原稿料、生命保険の満期返戻金など）がある場合

公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除に変更や追加がある場合は、税務課で住民税（町・県民税）の申告を行ってください。

納税に関すること

コンビニ納付に加え、 スマートフォン決済アプリで町税を納付できるようになりました

令和3年度課税分から、次のスマートフォン（以下スマホ）決済アプリで、町税を納付できます。

▷利用可能な町税

住民税（普通徴収）、固定資産税、国民健康保険税

※スマホでの納付ができる納付書1枚につき30万円以下で、納付書にバーコードが印字されていて、コンビニ取扱期限内のものに限ります。

▷利用できるスマホアプリ

PayPay、PayB、支払秘書、LINEPay

※詳しくは納税通知書に同封のチラシ、または芦屋町役場のホームページをご覧ください。

※スマホでの納付は領収書が発行されません。決済アプリの「取引履歴」で確認してください。 [ホームページ](#)



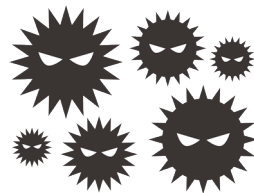
酸性電解水を無償配布しています

▷問い合わせ 庶務係 (☎223局3572)

ロタウイルスやノロウイルス対策にも！

酸性電解水は、毎年この時期に乳幼児の間で流行するロタウイルスや、急性胃腸炎をひきおこすノロウイルスに高い除菌効果を発揮することが厚生労働省からも示されています。町では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、酸性電解水の無償配布を行っています。

配布日程は下記のとおりです。なお、総合体育館は新型コロナウイルスワクチン接種会場となるため、総合体育館での配布は中止します。



とき	ところ	5月以降の予定
当面の間、平日の 午前8時30分～午後5時15分	役場・総合案内横	町民会館、公民館での配布は今後も予定しています。詳しくは、4月25日発行の広報あしやまたはホームページをご覧ください。
4月18日(日) 午前10時～午後4時	町民会館、芦屋東公民館、 山鹿公民館 ※総合体育館での配布は中止	

▶配布量

1世帯あたり1リットル程度

▶準備するもの

ペットボトル容器など

※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。

▶保管方法など

- 涼しく、紫外線が当たらない場所で保管してください。
- アルミホイルなどで容器を包むと効果が持続しやすくなります。
- 正しく保管すると使用期限は約1カ月です。
- 誤飲などを防ぐため、容器には必ず日付けと酸性電解水と明記してください。

▶使用方法

- あらかじめ除菌したい場所の汚れを落してから使用してください。
- 除菌したい場所に、酸性電解水を十分に吹きかけてからペーパータオルで拭いたり、布巾やペーパータオルに十分に含ませて拭いたりしてください。
- 新型コロナウイルスの対策として、使用する場合は、対象物に掛け流して使用することが推奨されています。新型コロナ対策に有効とされる酸性度、濃度で生成していますが、時間の経過や保管状態によっては、濃度が低下します。

さまざまな場面で活用できます

酸性電解水はトイレの手すり、便器まわり、床や浴室の浴槽、洗面台、排水口などの除菌にも使えます。



芦屋歴史紀行

その二百九十九

田中繁吉抄伝③
「家族の肖像展」より

繁吉を乗せた船は、門司港を出発し、約5週間をかけてフランスのマルセイユへ到着した。マルセイユから列車でパリに着いた繁吉を出迎えてくれたのは、先にパリに来ていた東京美術学校(旧制。現在の東京藝術大学)の同級生、中野和高と伊原宇三郎だった。

この頃、芦屋の柏原で長男呂美雄と長女岸子とともに繁吉不在の日々を過ごした妻君子はその心情を俳句に残している(君子はその後も自由律の俳句を詠み、遺稿集として出版されている)。

君行きし空しき後のわが胸に
おきうつ波や淋しさぞます

吾が子等にパパ様いざことききたれば
パリーといつも 答えけり

四年前君共に来し此の地にて
今は淋しく一人まつらん

パリに着いた繁吉は、モンパルナス近くの小さいアトリエで半年間を過ごした。特に仲の良かった中野和高と1年程行き来し、中野が昭和2(1927)年に日本に帰国した

後、繁吉は中野がいたソルボンヌ大学近くのアトリエに移った。そこはアトリエが4つあり、代々日本人がアトリエを引き継いだ。繁吉のアトリエの隣は長谷川路可、またその隣は中村研一であった。

その当時のパリは、ピカソ、マチス、ルノアール、ボナール、キスリングなど世界的な芸術家が出現し、エコール・ド・パリと呼ばれ華やかな時代であった。繁吉は、パリではアカデミー・グラン・ド・シヨミエールの大きなアトリエを持つ研究所に毎日通いながら、新進画家のピツシエールに指導を受けた。この研究所で緊密な色の調子やバルール(色価)のほか、人物とバックとの関係を改めて学び直した。

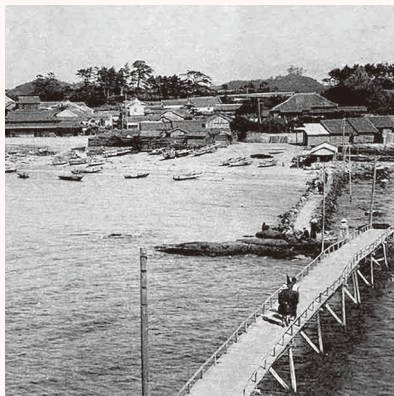
繁吉はパリで頭角を現しつつあったキスリングの絵に惹かれ、その影響を受けた。また新古典派のアングルにも興味を持ち、ルーブル美術館に週2、3回通い、約2カ月をかけてアングル作「リヴィエール夫人の肖像」の模写を完成させた。



△パリにて 左から繁吉・中野和高・伊原宇三郎



△パリのアトリエにて



△君子が繁吉の帰国を待った柏原の海岸

また、繁吉は藤田嗣治とも交友があり、エコール・ド・パリの作家の中にあっても異彩を放つ藤田を尊敬した。昭和3(1928)年2月に鈴木千久馬もパリにやってきた。

繁吉は己の中に多大な成果を得て、同年7月に日本へ帰国するが、その直前の6月30日長男呂美雄が早世した。

(この稿続く)
(芦屋歴史の里)

編集後記

▼私が広報あしやの担当になったのは1年前。初めての編集に戸惑いながらも写真撮影や取材の楽しさを知っていくなか、紙面作成に携わるのは本号までとなりました。担当中は新型コロナの影響で取材の機会が少なく、皆さんに私のことを知ってもらう機会に恵まれなかったのは残念です。

サプライズ花火の取材で、少しでも良い撮影ポイントを探するため、カメラ片手に町中を駆け回ったり、臨時休校の影響で短くなった夏休み明けの小学生の元気な登校姿を撮影するため、朝早くにカメラを持って通学路に立ったりした思い出がよみがえります。ちなみに、通学路でカメラを構えた姿(名札や腕章もつけていた)は、不審者と間違われるというオチがありました。

こんな私が広報担当として1年間やってこられたのも、取材や写真撮影に快く協力してくださった皆さまと、広報作成のイロハを丁寧に根気よく教えてくださった先輩方のおかげです。本当にありがとうございます。私は芦屋町に住んでいるので、町中でお会いすることもあられるかもしれません。その時は気軽にお声かけくださるとうれしいです。

(小田)